

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-08			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		動物愛護管理推進事業			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		松井		内線	
									422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-01-01		動物愛護管理推進事業						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成			55年度		根拠		動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例他	
終期設定		○有 ●無			年度		法令等			
実施基準		●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。								
対象者等		犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人								
内容		1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 ① 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 ② 犬のふん尿放置・放飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 ③ 啓発パンフレットの配布 ④ 犬のこう傷事故届け出受付 ⑤ 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付 ⑥ 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 ⑦ 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 ※ 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施								
経過		平成 4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため） 平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了） 平成24年度 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始								
必要性		ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。								
実施方法		(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 被害に関する苦情も増えていることから、地域と協力して取り組む対策を促すための支援事業を実施する必要がある。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	啓発事業(相談件数)	286	283	255	290	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。		
	②	不妊去勢手術（助成件数）	261	223	250	355	-	飼い主のいない猫の繁殖抑制、屋外猫の被害緩和を図る。		
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		ペットの適正飼育には飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。飼い主のいない猫問題についても引き続き地域における理解を高めていく必要がある。						

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6,990	6,849	7,293	7,067	7,171	7,113	8,052
決算額（30年度は見込み）		6,726	5,848	5,410	5,505	4,642	6,003	8,052
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	プレート配布	583	504	456	564	680	493	800
	忌避剤配布	264	260	205	262	342	291	320
	犬のこう傷事故	11	11	4	7	7	9	7
	相談・苦情件数	296	288	228	286	283	255	284
予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼	75	報償費	動物関連講演会講師謝礼	75	報酬	動物愛護情報連絡会委員報酬	190
需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,385	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,358	報償費	動物関連講演会講師謝礼	130
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	19	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	41	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,941
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,162	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,740	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	60
						委託料	保管庫移設委託・建築確認申請委託	320
						備品購入費	災害時動物保護用備蓄保管庫	411
						負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,000

(単位：千円)								
行政コスト 計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	15,191	15,819	628	地方税	0	0	0
	物件費	1,405	1,399	▲ 6	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,036	2,901	▲ 135
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,237	4,604	1,367	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,036	2,901	▲ 135
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,352	5,260	908	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,149	▲ 24,181	▲ 3,032
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	24,185	27,082	2,897	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 21,149	▲ 24,181	▲ 3,032
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 21,149	▲ 24,181	▲ 3,032
	備考	行政費用は給与関係費が58.4%、物件費が5.2%、補助費等が17.0%となっている。補助費等のうち3,740千円は猫不妊・去勢手術助成金である。行政収入では都の補助金として2,901千円の収入があった。						
問題点・課題	公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。飼猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため引き続きPRしていく必要がある。登録活動団体数が減少しているため活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高め団体数増加を図る。							
問題点・課題の改善策								
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容		平成29年度に実施した改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	避難所37か所全てでペットの同行避難の可能性を検討し可能な避難所を広報する。避難所の開設訓練を通じ、さらに啓発していく。		町会の避難所開設訓練に参加し、ペットの同行避難について説明をおこなった。			新たな同行避難方法や避難場所、受け入れ場所等を検討していく。		
②								
③								
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
議会 （要旨）	○犬のしつけ方教室 15区で実施							
	○猫の不妊去勢手術費助成 22区で実施							
	○猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）							
	平成21年1定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について						
	平成25年3定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について						

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-09			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		狂犬病予防対策事業			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		松井		内線	
									422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-01-02		狂犬病予防対策事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			50年度		根拠		狂犬病予防法	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。								
対象者等		生後91日以上の子犬を飼養している区民								
内容		① 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） ② 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9カ所<5日間>） ③ 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） ④ 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 ⑤ 捕獲犬の拘留についての公示 ⑥ 犬の返還申請受付 ※手数料 ① 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,100円 ② 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） ③ 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）								
経過		昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用） 平成28年度 畜犬ソフトシステムの改修（集合注射実施における様式変更等）								
必要性		狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか各区民事務所で受付を行っている。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	① 登録数	6,877	6,847	6,888	6,920	-				
	② 予防注射接種率	0.732	0.741	0.714	0.730	1	済票交付数(再交付除く)／登録数			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		891	866	909	916	1,777	922	922
決算額（30年度は見込み）		709	789	850	837	1,751	891	922
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	鑑札交付数（再交付含む）	622	613	625	633	593	602	800
	消票交付数（再交付含む）	4,864	4,870	4,780	5,042	5,077	4,870	6,800
	登録数	6,581	6,686	6,703	6,877	6,847	6,947	7,000

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	220	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	229	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	231
役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	440	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	447	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	470
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	988	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	114	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	117
使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	102	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,836	5,052	216	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	1,751	891	▲ 860		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	3,607	3,483	▲ 124
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,607	3,483	▲ 124
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,385	1,680	295		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,365	▲ 4,140	225
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	7,972	7,623	▲ 349		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,365	▲ 4,140	225
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,365	▲ 4,140	225		

備考	行政費用では給与関係費が66.3%、物件費が11.7%を占めている。28年度は畜犬登録システムの改修委託（872千円）を行った影響で物件費が高くなっている。行政収入として手数料で3,483千円の収入があった。
----	--

問題点・課題
飼い犬の登録義務(畜犬登録・住所変更等)を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知する必要がある。
集合注射での接種犬数について、減少傾向にある接種会場があるため、今後、会場や時間帯の変更等について、荒川区獣医師会と検討・調整を図っていく。
飼い犬の登録義務について、ペットショップを通じて飼い主に周知してもらうため、各ペットショップに働きかける。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も登録数、予防注射接種率向上にむけて、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。	登録数、予防注射接種率向上のため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関へ働きかけ、区報等で周知を図った。	登録数、予防注射接種率向上を目指し、集合注射の会場変更を検討している。あわせて飼い主及び関係機関への呼びかけを強化する。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-10			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		カラス対策事業			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		松井		内線	
									422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		カラス対策事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		13年度		根拠法令等		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。								
対象者等		カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民								
内容		区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。 なお、公園や街路樹の営巣については、道路公園課で対応する。								
経過		平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行 平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応 平成16年度 都は12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了 平成28年度 都はトラップ捕獲及び大規模ねぐらでの巣の撤去を継続実施								
必要性		都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。								
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 区民の相談から職員が営巣確認、危険と判断の場合、業者に依頼し巣の撤去・ヒナの捕獲を行う。委託事業名：カラスの営巣撤去及び回収等業務委託(日本環境ビルテック)								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	巣の撤去／個 (直営による撤去も含む)	20	29	22	40	-			
	②	ヒナ回収／羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	26	20	6	24	-			
	③	卵回収／個	29	23	27	32	-			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,169	1,169	536	467	612	740	740
決算額（30年度は見込み）		694	515	421	335	434	296	740
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	巣の撤去／個（直営による撤去も含む）	41	32	24	20	27	22	40
	ヒナ回収／羽（巣のヒナ、落下ヒナ）	41	40	25	26	19	6	24
	卵回収／個	77	32	32	29	33	27	32

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,663	2,711	48	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	434	296	▲ 138		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	763	901	138		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,860	▲ 3,908	▲ 48
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	3,860	3,908	48		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,860	▲ 3,908	▲ 48
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0		0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,860	▲ 3,908	▲ 48

備 考	行政費用の内訳は、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額のほか、物件費としてカラス営業撤去等の委託料となっている。
--------	---

問題点・課題	本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。 カラスの営巣を防ぐため、区民等に対して樹木のせん定や営巣の材料となる針金ハンガー等の放置をしないよう周知する必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も樹木のせん定について周知していく。またゴミ問題なども関係部署と連携を図り、周知していく必要がある。	カラスの営巣に対応した場所では、管理者に樹木のせん定について周知した。ゴミ問題についても関連部署と連携を図り、周知した。	今後も樹木のせん定について周知していく。またゴミ問題なども関係部署と連携を図り、周知していく必要がある。
②			
③			
他区の実施状況	(実施 22 区 対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。	未実施 0 区	不明 0 区)

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-11			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		薬事監視事務費			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		高瀬		内線	
									427	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		薬事監視事務費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		9年度		根拠		区薬師区医療機器等法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒劇物取締法等		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		02		健康危機管理体制の整備				
目的		医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。								
対象者等		薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者、管理医療機器販売業・貸与業者、麻薬小売業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者								
内容		1 薬局及び店舗販売業に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視指導 6 管理医療機器販売業・貸与業の届出受理及び監視指導 7 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 8 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 9 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 10 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 11 規制対象の家庭用品の試買検査実施、違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導								
経過		平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管 平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管 平成17年度特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管 平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行 平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区に移管。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了 平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管 平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。法の名称の変更を含む改正法が11月25日に施行 平成27年度 平成25年に公布された地域主権改革推進関連法により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管								
必要性		法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。								
実施方法		☒ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去品、シアン排水、試買品は、東京都健康安全研究センター、保健所検査室等に検査を依頼する。試験検査物検査委託 1,284,690円								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	①	薬事監視指導率（%）	76	85	61	65	68	立ち入り監視指導数／施設数（医療機器除く）		
	②	毒物劇物監視指導率（%）	35	35	32	60	36	立ち入り監視指導数／施設数		
③	高度管理医療機器等販売業等監視指導率（%）	63	83	50	50	51	立ち入り監視指導数／施設数（管理医療機器除く）			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	322	需用費	家庭用品試買検査	238	需用費	家庭用品試買検査	406
役務費	通知・周知用郵券	37	役務費	通知・周知用郵券	61	役務費	通知・周知用郵券	110
委託料	試験検査委託	1,096	委託料	試験検査委託	647	委託料	試買検査委託	1,285
							使用料及び賃借料 薬事講習会会場使用料等	11

備考	行政費用では、給与関係費の割合が高く、物件費には試験検査委託等が含まれている。
問題点・課題	高度管理医療機器等販売業・貸与業者の継続研修の実施状況を調査したところ、約1割の施設が管理者に継続研修を受講させていなかったため、毎年度受講させるよう指導を徹底する必要がある。平成28年10月から、健康サポート薬局の制度が施行されたが、平成29年度末現在の届出は2件のため、引き続き講習会等を通して制度を周知していく必要がある。C型肝炎治療薬の偽造品が薬局から患者へ交付された件を受けて、医薬品仕入れ時の確認の徹底等を定めた改正省令が交付された。平成30年1月31日に施行されたため、薬局等に対し、省令を遵守した対応を適切に実施するよう、指導することが重要である。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	薬局に対し、医薬品仕入時の包装・添付文書の確認等、偽造医薬品対策を適切に実施するよう、重点的に指導する。	偽造医薬品対策に関する改正省令が交付されたため、薬局等に対し改正概要を送付して周知し、立入検査時には重点的に指導した。	偽造医薬品に関する改正省令が1月31日に施行されたため、薬局等に対し、改正省令を遵守するよう重点的に指導を行う。
②	毒物劇物販売業者等への立入検査を実施し、震災等に備えた保管庫及び保管庫内の薬品の転倒防止について、重点的に指導を行う。	毒物劇物販売業者等への立入検査時には、震災等に備えた保管庫及び保管庫内の薬品の転倒防止について、重点的に指導を行った。	学校での劇物紛失事案が発生したため、区内の全学校に対し立入調査を実施し、毒物劇物の管理状況の確認及び指導を行う。
③	継続研修について、管理者が毎年度受講を継続するよう引き続き調査を実施し、立入検査等で重点的に指導を行う。	継続研修について受講状況を調査し、未受講施設には立入検査を実施して、重点的に指導を行った。	継続研修について、管理者が毎年度受講を継続するよう引き続き調査を実施し、立入検査等では重点的に指導を行う。

他 施 区 状 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-12			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		環境衛生監視事務費			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		池上		内線	
									426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-02-01			環境衛生監視事務費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成 50年度			根拠		興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他4法, 要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。								
対象者等		環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等								
内容		1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言 3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施 5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言								
経過		昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務（述べ床3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任。 平成 8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。 平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。 平成30年6月 住宅宿泊事業法施行。								
必要性		法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。								
実施方法		☐ (1直営) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 環境衛生監視員が実施する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	監視指導率（%） （理容・美容・クリーニング）	13	41	27	30	30	立ち入り監視指導数/施設数		
	②	監視指導率（%） （興行場・公衆浴場・旅館等）	239	171	170	170	200	立ち入り監視指導数/施設数		
③	レジオネラ属菌検査（検出率%）	8	4	9	0	0	検出数/検体数（再検査を除く）			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法律や特例条例、区条例等に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。						

(単位：千円)

備考	行政費用では給与関係費が72.9%を占める。物件費としては、各種検査材料費等の需用費、郵便料等がかかっている。また、行政収入として手数料収入がある。
----	--

問題点	年間事業計画に基づき監視指導を計画的に実施することが必要である。 入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。 旅館業及び住宅宿泊事業の相談が増加している。 旅館業の無許可営業施設に対する指導が課題となる。
-----	---

況議 平成28年度予算特別委員会 区内の民泊の実態について調査すべき
合 平成29年度6月会議 違法民泊の実態調査について

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-13			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		住まいの衛生支援事業			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		池上		内線	
									426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-02-02		住まいの衛生支援事業						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成			50年度		根拠		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療	
終期設定		○有 ●無			年度		法令等		に関する法律、地域保健法	
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅰ		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		02		健康危機管理体制の整備				
目的		ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 快適な居住環境の確保を図る。								
対象者等		ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民								
内容		1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。 スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて駆除用器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。								
経過		平成8～13年度 住まいのダニ診断実施 平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。 動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等 平成13～18年度 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施 平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始 平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合 平成27年度 町会・自治会の協力によるボウフラ駆除事業を開始								
必要性		ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。 また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。								
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 昆虫成長阻害剤の雨水桝への投入やスズメバチの巣の撤去等を行う。 委託業務名：薬剤投入作業委託等 委託先：シルバー人材センター等 委託料：2,065,236円(H29実績)								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 殺そ用薬剤配布実施率(%)	86	87	83	100		100	配付数/計画数（配付数）	
		② ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	145	112	77	100		100	投入数/計画数（投入数）	
③ 相談件数（件）	879	714	698	700	600	ねずみ・害虫相談件数				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		ねずみや衛生害虫に関する相談は多く、引き続き、被害を防止し、区民が快適に暮らせるような施策を実施する必要がある。						

(単位：千円)

備考

問題点・課題

- ①蚊媒感染症(デング熱、ジカ熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など)に関する効果的な啓発事業の実施。
- ②区民からの相談では、ハチ(222件/年)とねずみ(299件/年)が多い。
- ③区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。

施状況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成13年2定 平成13年3定 平成21年2定	化学物質、シックスクール症候群について ねずみ駆除剤の配布について 化学物質使用を減らす対策について
--	-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-14			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		食の安全・安心対策			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		坂巻		内線	
									428	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-03-01		食の安全・安心対策						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			50年度		根拠			
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		区内事業者が製造・調理した食品及び区内流通食品等の細菌・化学検査等を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者等に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。								
対象者等		事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者								
内容		1. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。 2. 収去検査：区内事業者店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 3. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーを活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。								
経過		平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準の施行 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨） 平成27年度 ・食品表示法の施行								
必要性		区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。								
実施方法		☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 職員等が講師となって講習会を実施し、区民からの依頼にも対応する。食品、ふん便等は、保健所検査室、東京都健康安全研究センターに検査を依頼する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	① 収去検査（化学）の不適合率％	0	5	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率			
	② 収去検査（細菌）の不適合率％	14	16	11	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適合率			
③ 講習会実施数	51	52	55	50	50					
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業とともに、食品衛生の普及啓発を行う事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,403	5,403	5,389	7,299	5,895	5,395	5,467
決算額（30年度は見込み）		4,598	3,994	4,550	6,819	5,041	3,643	5,467
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	区検査室（化学検査：項目数）	1,621	1,683	1,571	1,269	1,031	1,164	1,020
	区検査室（細菌検査：項目数）	1,318	1,426	1,230	1,222	936	915	920
	都健康安全研究センター（委託：検査数）	124	75	124	416	221	27	186
	講習会数	52	47	56	51	52	55	50

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,182	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,165	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,583
役務費	講習会通知等郵便	139	役務費	講習会通知等郵便	178	役務費	講習会通知等郵便	191
委託料	試験検査物の委託	1,635	委託料	試験検査物の委託	214	委託料	試験検査物の委託	1,606
使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	34,990	33,557	▲ 1,433	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	5,041	3,643	▲ 1,398		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	10,023	11,158	1,135		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 50,054	▲ 48,358	1,696
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		50,054	48,358	▲ 1,696	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 50,054	▲ 48,358	1,696
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 50,054	▲ 48,358	1,696

借	行政費用における物件費は試験検査物の委託実績減等により27.7%の減となっている。
---	---

問題点・	少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。 区内事業者に対し、必要に応じて立入りを行い、収去検査において不適だった施設の改善を図るための指導を行い、また食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。 法改正時の、適切な周知方法については区内事業者の件数、営業形態などを考慮しながら工夫する。
------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	周知をする機会や方法について、 新たな手法を探る。	窓口や電話、講習会等の機会を通 じ積極的に説明を行うと同時に新し い知識の普及に努めた。	食品衛生について知識の普及に ついて講習会など、従来のやりか た以外に新しい周知の方法につい て検討していく。
②	国や東京都等の動向について情報 を集め、区民や営業者へわかりやす く最新の情報を周知する。	国や東京都などの研修や講習会に 参加し、最新の動向の把握に努め た。通知が出された場合、速やかに 区内営業者に通知した。	国や東京都の動向について最新 の情報を常に把握し、区内営業者 への情報提供について、より効率 的な周知方法を探る。
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-15			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		許可・監視等業務			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		坂巻		内線	
									428	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-03-02		許可監視等業務						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成			50年度		根拠			
終期設定		○有 ●無			年度		法令等			
実施基準		●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅰ 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、区内事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。								
対象者等		事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）								
内容		1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 ① 通常監視・指導 ② 夏期一斉・歳末一斉監視 ③ 苦情・違反処理に伴う監視・指導 ④ 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等を含む表示に関する相談や監視指導								
経過		平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準施行 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨） 平成27年度 ・食品表示法の施行								
必要性		区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区内事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。								
実施方法		(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 監視率（％）		67	70	66	50	50	2年で全ての施設を監視。		
	② 表示監視品目数		12,868	16,211	13525	10000	10,000			
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		148	140	135	134	134	134	134
決算額（30年度は見込み）		132	72	120	119	119	120	134
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	営業許可・届出件数	7,135	7,164	7,461	7,172	7,179	7,144	7,200
	新規・更新・届出件数	852	969	1,399	974	1,085	1,008	722
	許可・届出施設監視数	4,633	5,015	5,021	4,787	5,010	4,719	4,000
	苦情処理件数	31	54	55	68	38	66	50

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	24,681	22,357	▲ 2,324	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	119	120	1		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	9,595	8,333	▲ 1,262
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9,595	8,333	▲ 1,262
		賞与・退職給与引当金繰入額	7,070	7,434	364		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,275	▲ 21,578	697
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		31,870	29,911	▲ 1,959	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 22,275	▲ 21,578	697	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 22,275	▲ 21,578	697	

行政費用では給与関係費の割合が高くなっている。物件費としては業務に要する図書等消耗品の経費がかかっている。また、行政収入として8,333千円の手数料収入がある。

①法改正時の、周知方法等に工夫が必要である。
②食品表示法については新制度の移行に伴う猶予期間が２年後に迫っているため、区内業者への周知や指導をより一層行い、正しい表示等を周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	よりわかりやすい説明を心掛け、 申請者や営業者の衛生がさらに向上 するように努める。	申請手続きや食品に関する相談が あった際、丁寧な説明を心掛け、さ らに実地に赴き現場を確認するなど 説明に努力した。	よりわかりやすい説明を心掛け ると同時に予定されている食品衛 生法の改正を含め新制度のの情報 提供に努めていく。
②	表示を管轄する他の部署との連携 等により一層努め、区内事業者への わかりやすい説明を心掛ける。	表示については東京都や消費者庁 など管轄する他機関に随時相談する など、わかりやすく正確な説明と情 報提供に努めた。	表示について新制度の移行に伴 い営業者に対し講習会や立ち入り 時などの機会を利用し情報提供に 努め丁寧な説明を行う。
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-02-08			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		医療援助			部課名		健康部健康推進課		課長名	
					担当者名		尾内・西本		内線	
									433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			医療援助					
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成			45年度		根拠法令等			
終期設定		○有 ●無			年度		予防接種法、予防接種法施行令			
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅰ 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的とする。								
対象者等		予防接種法による定期予防接種により副反応が生じた者 A類疾病：ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、BCG、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻疹・風しん・日本脳炎・水痘・B型肝炎・子宮頸がん、B類疾病：高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎								
内容		予防接種法による救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：設定を受けた病気について医療を受けた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金（A類疾病）・遺族年金（B類疾病）・遺族一時金（B類疾病）・葬祭料：死亡した時 区が請求を受け付け、都を通じて国へ認定手続きを行う。 国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付対象となる。 任意接種については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となる。								
経過		・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 ・支給者の死亡により、平成26年度から支給件数が2件（障害年金1級1人、2級1人）から1件（2級1人）になった。 ・番号法の施行に伴い、各請求書の記載事項に個人番号が追加された。								
必要性		予防接種による健康被害の救済措置は法に基づく事務であり必要不可欠である。また、健康被害救済制度と合わせて、副反応報告制度の周知徹底や副反応に関する相談を通し、予防接種に対する信頼を確保していく。								
実施方法		(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 健康被害による年金受給者（障害年金2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	支給件数	1	1	1	1	1			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法に基づく必須事務事業であり、予防接種による健康被害の救済に直接関わるものである。						

No2

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		9,380	9,352	6,487	4,086	4,132	4,243	4,228
決算額（30年度は見込み）		9,360	9,338	5,778	4,085	4,131	4,138	4,228
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	障害年金1級者	1	1	0	0	0	0	0
	障害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	予防接種事故障害年金	4,131	扶助費	予防接種事故障害年金	4,138	扶助費	予防接種事故障害年金	4,228

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	0	0	0	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,098	3,103	5
	扶助費	4,131	4,138	7	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,098	3,103	5
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,033	▲ 1,035	▲ 2
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,131	4,138	7	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,033	▲ 1,035	▲ 2
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,033	▲ 1,035	▲ 2

備考	扶助費は、予防接種法に定める健康救済制度に基づく障害年金である。同法施行令に定める額を支給し、負担割合は国1/2、都1/4、区1/4となっている。							
問題点・課題	予防接種に対する保護者の考え方や理解は様々であり、子の状況に合わせて必要性を検討することが出来るように、引き続き支援が必要である。							

問題点・課題の改善策							
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容		平成29年度に実施した改善内容および評価		平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	法令に従い、事務執行を適切に行う。		法令に従い、事務執行を適切に行った。		副反応報告制度の周知徹底や副反応に関する相談を通し、予防接種に対する理解を深め、信頼を確保していく。		
②							
③							

他区の実況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

議会議決（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		09-02-09			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名		予防接種費			部課名		健康部健康推進課		課長名		
					担当者名		尾内・飯田		内線		
									433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-02		予防接種費							
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業				
開始年度		●昭和 ○平成 23年度			根拠法令等		予防接種法、予防接種法施行令				
終期設定		○有 ●無 年度									
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画				
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市							
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		02 健康危機管理体制の整備							
目的		感染症の発生及びまん延を予防するとともに、安全に予防接種が実施される体制を整える。									
対象者等		・定期予防接種：法令に基づいた年齢の者 ・任意予防接種：要綱に基づいた年齢の者									
内容		・定期予防接種：ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、BCG（結核）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん風しん混合及び単抗原、水痘（みずぼうそう）、B型肝炎、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ（65歳以上、一部60歳以上）、高齢者肺炎球菌（65・70・75・80・85・90・95・100歳で未接種、一部60歳以上） ・任意予防接種：流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、麻しん風しん特別対策（定期予防接種未接種者対象）、BCG特別対策（定期予防接種未接種者対象）、風しん（19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者）の抗体検査及び予防接種（接種者及び既往歴者を除く） 平成28年10月からのB型肝炎の定期接種化に先行して、平成28年6～9月までの間、任意接種助成を実施									
経過		・定期予防接種：予防接種法及び予防接種法施行令に基づく、予防接種を実施。（平成6年10月から義務接種から勧奨接種に変更） ・任意予防接種：平成21年度からヒブの助成を開始。平成22年度から流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）の助成を開始。平成23年度からは小児用肺炎球菌、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌の助成を開始。平成25年3月14日から19歳から49歳以下の区民に対し、風しん予防接種の全額助成を開始。平成26年から19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、妊婦の同居者に対して、風しん抗体検査及び予防接種の助成を開始。平成26年から麻しん風しん特別対策、BCG特別対策の助成を開始。（平成25年4月から、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期予防接種となった。また、平成26年10から水痘・高齢者肺炎球菌が定期予防接種となった。） B型肝炎について、平成28年10月からの定期接種化に先行して、平成28年6～9月までの間、任意接種助成を実施。平成28年4月から、子どもの定期接種における里帰り出産の償還払い制度を開始									
必要性		感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。									
実施方法		（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各種予防接種業務委託 （一社）荒川区医師会及び医師会非加入の区内協力医療機関に委託									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）					
		① 麻しん風しん（第Ⅰ期 荒川区）接種率（%）	97.4	97.9	-	97.5	97.5	実施人員／対象人員 ※国の目標95%以上			
		② 麻しん風しん（第Ⅰ期 東京都）接種率（%）	97.3	98.0	-	-	-	対象年齢：1歳			
③											
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
30年度		31年度									
継続		継続		法に基づく必須事業であり、感染症の発生を予防するために直接関わるものである。							

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			655,744	546,971	592,111	585,415	635,882	703,121	662,555
決算額（30年度は見込み）			528,148	527,335	591,561	572,633	602,969	650,333	662,555
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	定期予防接種等		51534	60214	65988	65019	67736	73496	81168
	任意予防接種		22563	8645	7096	2505	3588	2505	2817
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	接種予診票	1,887	需用費	接種予診票	1,597	需用費	接種予診票	2,437	
役務費	通知用郵便料等	4,430	役務費	通知用郵便料等	4,427	役務費	通知用郵便料等	5,188	
委託料	予防接種委託料	594,041	委託料	予防接種委託料等	640,422	委託料	予防接種委託料	650,802	
負担金補助等	予防接種償還払い	2,611	負担金補助等	予防接種償還払い	3,657	負担金補助等	予防接種償還払い	4,128	
			償還金	感染症予防事業費返還金	231				

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	15,505	15,366	▲ 139	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	600,358	646,446	46,088		国庫支出金	1,569	1,296	▲ 273
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8,225	4,859	▲ 3,366
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	2,611	3,888	1,277		使用料及び手数料	3	3	0
		減価償却費	0	0	0		その他	48,268	55,449	7,181
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	58,065	61,607	3,542
		賞与・退職給与引当金繰入額	825	2,058	1,233		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 561,234	▲ 606,151	▲ 44,917
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	619,299	667,758	48,459		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 561,234	▲ 606,151	▲ 44,917
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 561,234	▲ 606,151	▲ 44,917			

備考 予防接種は契約医療機関での個別接種となっており、委託料の支払いが経費の多くを占め、物件費の割合が高くなっている。補助費等は契約外の医療機関で接種した場合の償還払いに係る助成金である。

問題点・課題	平成29年度より開始したマイナンバー制度における自治体間情報連携への対応が必要である。ワクチンギャップの解消に向けて、定期接種の種類が今後も増加することが予想され、適切に対応していく必要がある。 感染症のまん延を防ぎ、区民の健康を守るためには、予防接種についての正しい知識を広め、高い接種率を維持することが求められている。
--------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	マイナンバー制度等に対応した予 防接種システムの導入。	プロポーザルにより事業者を選定 し、30年4月からの稼働に向けてシ ステム構築を行った。	システム稼働後必要に応じて対 応を行う。
②	定期接種に関する国の動向を見な がら、適切に対応する。	定期接種が追加された場合も対応 できるシステム構築を行った。	平成30年度で高齢者用肺炎球菌 の経過措置が終了し平成31年度か ら対象者が減少する見込みである ため、今後対応を検討していく。
③	制度の周知を図りながら、適切に 対応する。	母子健康手帳の交付時等に案内を 配付するなど周知の徹底を図った。	感染症の流行に合わせて、制度 の周知徹底を図る（例 麻疹の 流行時）等、適時適切な周知に努 める。
他区の実 況（要質 問）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		
議会 （要質 問）	平成25年度決算特別委員会 平成26年度決算特別委員会 について 不活化ポリオワクチンへの変更にかかる区民への周知について 高齢者肺炎球菌の定期予防接種化に伴う経過措置等にかかる区民への周知に		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		09-03-01			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		後天性免疫不全症候群予防対策事業費			部課名		健康部保健予防課		課長名 加藤		
					担当者名		大谷		内線 430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01			後天性免疫不全症候群予防対策事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成			元年度		根拠法令等		感染症予防法、特定感染症予防指針		
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		02		健康危機管理体制の整備					
目的		後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。									
対象者等		区民									
内容		正しい知識の普及 ・ 中学校生徒等を対象にした健康教育 ・ 依頼による健康講座への講師派遣 ・ パンフレットの配布及びあらかわ区報掲載による区民への周知 ・ 電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・ エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施									
経過		・ 平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・ 平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始。 ・ 平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施。 ・ 平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施。 ・ 平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施。 ・ 平成23年度から区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成29年4月からHIV検査時、希望者に梅毒検査を実施。									
必要性		エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。									
実施方法		☒ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体検査は健康安全研究センターに依頼している。なお、検査手数料については感染症予防対策費で執行している。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)					
	① 中学生等対象エイズ教育講演会(回)	5	5	5	5	5	区立中学校10校を2年に1回実施している。				
	② 中学生等対象エイズ教育講演会参加者数(人)	478	586	557	560	600					
	③ 区報掲載数(回)	2	2	2	2	2					
事務事業の分類			分類についての説明・意見等								
30年度		31年度									
継続		継続		国の法定事務であり、エイズ患者及びHIV感染者の発生減少のため重要である。							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		226	226	225	225	203	203	203
決算額（30年度は見込み）		190	166	160	218	194	188	203
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	HIV検査件数	50	63	64	64	68	78	90
	電話相談	89	88	81	87	112	157	104
	来所相談	109	130	129	134	139	156	214
	中学校対象エイズ教育講演会	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	予防教育講師謝礼	127	報償費	予防教育講師謝礼	130	報償費	予防教育講師謝礼	130
需用費	採血用品・教材等	34	需用費	採血用品・教材費	25	需用費	採血用品・教材費	40
役務費	受診専用電話使用料	32	役務費	受診専用電話使用料	32	役務費	受診専用電話使用料	33

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,751	1,724	▲ 27	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	67	58	▲ 9		国庫支出金	151	100	▲ 51
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	127	130	3		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	151	100	▲ 51	
		賞与・退職給与引当金繰入額	780	790	10	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,574	▲ 2,602	▲ 28	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	2,725	2,702	▲ 23	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,574	▲ 2,602	▲ 28	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,574	▲ 2,602	▲ 28		

行政費用・補助費等は予防教育講師の謝礼である。行政収入では、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金で100千円の収入があった。

エイズ及びHIV感染に関する基本的な知識の普及や、陽性者への理解を深めるよう支援を行う観点から、学校や職場、若者層から高齢者層等幅広い対象層に向けての普及啓発に取り組む必要がある。

さらに、保健所等の無料・匿名HIV抗体検査及び相談を一層積極的に推進していくことが重要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	幅広い年齢層に向けて、エイズ・ 性感染症に対する正しい知識の普 及・啓発活動を積極的に発信してい く。	中学生を対象に、HIV検査の重要 性・予防の大切さの健康教育（講演 会）を行った。また、ポスター・区 報掲載等で区民への周知を図った。	今後も継続してエイズ及び性感 染症に対する正しい知識の普及・ 啓発活動を、幅広い年齢層に対し て発信していく。
②			
③			
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 全般的に実施。	未実施 0 区 不明	0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード	09-03-02				戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	感染症予防対策費				部課名	健康部保健予防課		課長名	加藤
					担当者名	大谷		内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01		感染症予防対策費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		11年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I		生涯健康都市					
	政策	01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02		健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。								
対象者等	感染症に罹患した、あるいは罹患した恐れのあるもの（区内医療機関より届出があったものについては、勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）								
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な調査・措置指導を人権に配慮して実施。 （検査内容） ・緊急肝炎ウイルス検査事業、HIV検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査、疫学調査の際に採取した検体の検査。 （検体搬送手段） ・バイク便を活用（HIV検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査の検体は職員が直接搬送を行っている。） （患者の移送） ・結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用。								
経過	・平成11年4月1日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医師に関する法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 ・平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行。 ・平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。 ・平成29年4月よりHIV検査時に希望者に梅毒検査を実施。								
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であるため、調査・検査等の実施により感染拡大防止の必要性は高い。								
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） HIV検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査、積極的疫学調査での問診・検体採取等は保健所で実施し、検体検査、緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は外部委託している。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)		
	① 感染症連絡会の開催（回）	1	1	1	1	1	今後の新設箇所も配信対象とする。		
	② 小児感染症発生情報配信（か所）	86	86	86	86	86			
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
継続		継続		国の法定事務である。様々な感染症のまん延防止対策は重要課題である。					

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	検査器具・事務用品等	233	需用費	検査器具・事故用品等	89	需用費	検査器具・事故用品等	294
役務費	郵便料・FAX使用料等	146	役務費	郵便料・FAX使用料等	149	役務費	郵便料・FAX使用料等	227
委託料	検査及び検体搬送業務委託等	4,372	委託料	検査及び検体搬送業務委託等	4,532	委託料	検査及び検体搬送業務委託等	6,085
負担金補助等	感染症検査協議会分担金等	10	負担金補助等	感染症検査協議会分担金等	10	負担金補助等	感染症検査協議会分担金等	134
償還金利子等	入院医療給付費等	143	償還金利子等	国庫負担（補助）金返還金	578	償還金利子等	入院医療給付費等	91

備考	行政費用の物件費増の主な内容は、委託料の実績増である。検査委託料は全体的に増加しているが、特に肝炎ウイルス検査委託の実績が増加したことによる。行政収入の国庫支出金は、実績増により増加した。
問題点・課題	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症等、様々な感染症が多発しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐために、施設職員等を対象とした説明会や講習会の開催の充実を図り、平常時における基本的知識の習得や対策の理解を得る事が重要である。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、関係機関連絡会や施設 管理者説明会を開催し、感染症の発 生予防まん延防止対策を図る。	関係機関の職員を対象に、感染症 の予防及び拡大防止、安全管理等を 目的とした説明会を実施した。	引き続き関係機関連絡会や施設 管理者説明会を開催し、感染症の 拡大防止に努める。
②	感染症の拡大防止を務めるため、 さらに、各関係機関との情報の共有 化を図る。	各関係機関との情報を密にして、 適切な安全管理の周知を図った。	区内各機関及び地域住民との情 報の共有化を図り、感染拡大防止 のため普及啓発に努める。
③			
他 区の実 施状況	(実施 22 区 全都的に実施。	未実施 0 区 不明	0 区)

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）										
								No1		
事務事業コード	09-03-03			戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事		
事務事業名	新型インフルエンザ等対策事業費			部課名	健康部保健予防課		課長名	加藤		
				担当者名	本田		内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-01-01		新型インフルエンザ等対策事業費							
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業				
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		20 年度		根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度		法令等					
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I		生涯健康都市						
	政策	01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	02		健康危機管理体制の整備						
目的	新型インフルエンザ等が発生した場合に区民の生命を守る。									
対象者等	区民									
内容	・区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。 ・講演会開催により新型インフルエンザ等対策の周知啓発を行う。 ・インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。 ・対応訓練用及び医療用資器材の充実を図る。									
経過	平成21年4月、インフルエンザ（H1N1）2009がメキシコで発生 ・感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置 ・第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」（230,447千円）を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人（23.8%）} 平成23年3月31日新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザとしての扱い。 平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定（平成25年4月施行） 平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。※総務企画課 平成26年10月荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。 平成28年度より荒川区新型インフルエンザ等感染症対策推進協議会開催									
必要性	新型インフルエンザ（H5N1型）における荒川区の被害想定では、区民の約30%の62,000人が感染し、感染者のうち230人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。									
実施方法	（ ☒ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み			目標値（38年度）
	① 講演会開催（回）	2	1	2	2	2	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回			
	② 課・所訓練（シミュレーション）（回）	1	1	1	1	1				
	③ リーフレット・区報特集号発行（回）	0	0	0	1	1	平時はホームページ等で情報提供			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		国の法定事務である。新型インフルエンザ等のまん延防止対策は重要課題である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		497	470	474	619	808	1,285	1,264
決算額（30年度は見込み）		392	388	381	406	565	854	1,264
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	講演会開催	2	2	2	2	1	2	2
	区報	0	0	0	0	0	0	0
	課・所訓練（シミュレーション）	1	1	1	1	1	1	1
	荒川区ホームページ掲出	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼・定点謝礼・協議会委員謝礼	523	報償費	講師謝礼・定点謝礼・協議会委員謝礼	661	報償費	講師謝礼・定点謝礼・協議会委員謝礼	824
需用費	N95マスク等購入	23	需用費	防護キット等購入	174	需用費	N95マスク等購入	295
役務費	携帯電話用プリペイドカード	20	役務費	携帯電話用プリペイドカード	18	委託料	患者移送	145
委託料	患者移送		委託料	患者移送	0			

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			28年度	29年度	差額	勘定科目			28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,013	2,086	73	行政収入	地方税	0	0	0		
		物件費	43	192	149		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	523	661	138		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	896	956	60		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,475	▲ 3,895	▲ 420		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	3,475	3,895	420		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,475	▲ 3,895	▲ 420		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,475	▲ 3,895	▲ 420				

備考	行政費用の物件費増は、新型インフルエンザ発生時に対応する備蓄品購入によるものである。
	行政費用の補助費等増は、新型インフルエンザ等感染症対策推進協議会開催数の増によるものである。

問題点・課題
平成21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ策定した、荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、強毒型の新型インフルエンザ等発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、荒川区新型インフルエンザ等感染症対策推進協議会等により各関係機関との情報共有を図っていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新型インフルエンザ等感染症対策 推進協議会を会催し、発生時における 対応を検討。	新型インフルエンザ等感染症対策 推進協議会を会催し、発生時における 対応訓練を行った。	新型インフルエンザ等感染症対策 推進協議会を会催し、発生時における 対応を検討。
②	新型インフルエンザ等対策の啓発 活動の検討。	新型インフルエンザ等対策の啓発 活動を行った。	新型インフルエンザ等対策の啓発 活動の検討。
③			
他区の実況 （要旨）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-03-04			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		結核検診			部課名		健康部保健予防課		課長名 加藤	
					担当者名		本田		内線 430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		結核検診						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成 50年度			根拠法令等		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条			
終期設定		○有 ●無			年度					
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅰ 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。								
対象者等		①区内にある日本語学校就学生（6校7キャンパス） ②簡易宿泊所等に宿泊する者 ③患者の家族及び患者と接触があった者								
内容		①区内にある日本語学校就学生（6校7キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校学生の胸部X線撮影を検診車により実施する。 ②簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なC R検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（C R）及び健康相談を年1回実施する。 ③患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。								
経過		- 平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。 - 平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。 - 平成16年度業態者検診は廃止する。 - 平成17年度から一般区民の検診は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。 - 平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。 - 平成28年度、日本語学校検診2回実施（5月、10月）延べ受診者数2,036人、ハイリスク検診1回（10月）受診者数24人								
必要性		結核のまん延防止のために重要である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①②対象者－X線検診車、C R検診車の配車及び読影を委託して実施。 ③対象者－検査業務の一部を外部医療機関に委託して実施。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	①	日本語学校検診率（％）	90.6	95.4	93.0	100	100	受診者／対象者		
	②	ハイリスク検診（人）	65	34	32	100	100	受診数		
	③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		結核のまん延防止のため必要な検診であり、結核り患率減少のため重要である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,411	3,664	4,067	3,467	5,021	3,842	4,150
決算額（30年度は見込み）		3,700	2,512	3,038	2,645	4,323	2,763	4,150
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	結核検診（ハイリスク検診）	67	67	79	65	34	32	100
	患者家族・接触者検診	460	290	406	247	475	355	350
	日本語学校検診日数	6	6	6	5	6	6	6
	日本語学校受診者数	1,986	2,734	3,520	2,284	2,036	2663	2,500

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	読影・QFT医師雇上げ	332	賃金	読影・IGRA医師雇上げ	332	賃金	読影・IGRA医師雇上げ	333
需用費	検診用消耗品等	232	需用費	検診用消耗品等	151	需用費	検診用消耗品等	324
役務費	事業所連絡用郵便料	84	役務費	事業所連絡用郵便料	72	役務費	事業所連絡用郵便料	103
委託料	検査委託費等	3,674	委託料	検査委託費等	2,209	委託料	検査委託費等	3,390

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	6,084	6,860	776	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	4,323	2,763	▲ 1,560		国庫支出金	2,124	1,634	▲ 490
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,124	1,634	▲ 490
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,710	3,143	433		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,993	▲ 11,132	▲ 139
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	13,117	12,766	▲ 351		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,993	▲ 11,132	▲ 139
	特別費用(g)	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,993	▲ 11,132	▲ 139

備考 行政の物件費減の主な内容は、委託料の実績減による。
行政収入の減は、物件費減に対応したものである。

問題点・課題
区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生のあった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者を把握するのが課題となっている。
り患率（平成27年：全国14.4 荒川15.8 平成28年：全国13.4 荒川23.3）
り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	日本語学校独自での検診実施を検討する。	日本語学校独自での検診実施を検討し相手方と調整をした。	日本語学校独自での検診実施を相手方と継続協議をする。
②			
③			
他区の状況（要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		09-03-05			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		患者管理			部課名		健康部保健予防課		課長名		
					担当者名		中太		内線		
									430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		患者管理							
事務事業の種類		☒ 新規事業 （ ☐ 30年度 ☐ 29年度 ）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業				
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			50年度		根拠法令等		感染症法第53条の12、13、15		
終期設定		☐ 有 ☒ 無									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅰ 生涯健康都市							
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		02 健康危機管理体制の整備							
目的		結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。									
対象者等		①結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く）②治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。									
内容		新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。									
経過		平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（直接服薬支援）を開始。 平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。 平成23年5月、国の「結核に関する特定感染症予防指針」が改正され、その内容の1つに「DOTS支援の一層の推進」と掲げられた。 平成24年7月、東京都結核予防推進プラン2012策定。目標に、全結核患者に対するDOTS実施率95%以上、LTBI治療開始者のうち治療完了者割合85%以上、治療失敗・脱落率5%以下、結核患者再治療割合7%以下、コホート判定の結果が判定不能の割合5%以下等と掲げられた。									
必要性		治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。									
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ① 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料） ② 所内での検査が原則だが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）					
	① 喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合（%）	4.4	2.8	3.9	5.0	5.0	結核患者の治療失敗・脱落率 ※年単位				
	② DOTS実施率（%）	100	100	100	100	100	DOTS実施数／結核患者数 ※年単位				
③											
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
30年度	31年度										
継続	継続	国の法定事務である。結核り患率減少のため重要である。									

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額		1,326	1,260	1,222	1,182	1,218	1,237	1,237	
決算額（30年度は見込み）		1,142	1,044	876	702	676	694	1,237	
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	定期病状調査報告数	283	253	211	153	142	155	290	
	管理検診受診者数	93	146	141	100	71	70	120	
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	レントゲン作成提供料	3	報償費	レントゲン作成提供料	1	報償費	レントゲン作成提供料	16	
需用費	消耗品等	172	需用費	消耗品等	98	需用費	消耗品等	198	
役務費	郵便料、報告手数料	501	役務費	郵便料、報告手数料	572	役務費	郵便料、報告手数料	979	
委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	22	委託料	検査委託	44	
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額	
	給与関係費	8,659	8,892	233	地方税	0	0	0	
	物件費	673	693	20	国庫支出金	43	31	▲ 12	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3	1	▲ 2	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	43	31	▲ 12	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,857	4,073	216	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,149	▲ 13,628	▲ 479	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	13,192	13,659	467	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,149	▲ 13,628	▲ 479	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,149	▲ 13,628	▲ 479	
備考	行政費用における物件費は一般需用費・役務費・委託料である。増加は消耗品購入増と役務費の増によるものである。委託料は健康診断委託を行っている。								
問題点・課題	東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%が掲げられており、結核対策の一層の強化を目指している。区内でも住所不定者や外国人患者割合が年々増加傾向にあるため、当区でも、より丁寧な患者管理を行う必要がある。								
問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容		平成29年度に実施した改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	日本語の通じない外国人患者が増加し、初回面接だけでは動機づけ等が難しい。来所面接を促し治療完遂できるよう支援する。		外国人患者がわかりやすい言葉づかいや話し方をすることで、外国人患者の治療完遂を支援した。			外国人患者に対して、より深い理解とスムーズな面接を行うために、翻訳（通訳）ツールを導入する。			
②									
③									
他区の実況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議会（要旨）									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-03-06			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		感染症診査協議会（結核部会）			部課名		健康部保健予防課		課長名	
					担当者名		中太		内線	
									430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-02			感染症診査協議会（結核部会）					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 19 年度			根拠法令等		感染症法第18条,19条,20条,24条,37条,37条の2			
終期設定		☐ 有 ☒ 無								
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅰ 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		02 健康危機管理体制の整備						
目的		①入院勧告・就業制限の報告及び入院勧告の延長の診査等 ②医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査								
対象者等		結核患者								
内容		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院の勧告・措置・延長並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。								
経過		平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。								
必要性		結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。								
実施方法		☒ （1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 原則毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 診査件数	124	188	217	230	180	診査予定件数（件）			
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		国の法定事務である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,982	2,982	2,968	2,968	2,788	2,968	2,968
決算額（30年度は見込み）		2,770	2,831	2,566	2,472	2,542	2,674	2,968
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	開催数	24	24	23	23	23	23	24
	第37条の2診査	122	95	106	66	102	111	100
	第19条及び20条診査	85	52	60	58	86	106	75

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	2,494	報酬	委員報酬	2,644	報酬	委員報酬	2,907
旅費	委員旅費	41	旅費	委員旅費	28	旅費	委員旅費	53
需用費	図書等	6	需用費	消耗品等	1	需用費	消耗品等	8

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	3,664	3,833	169	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	48	29	▲ 19		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	521	545	24		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,233	▲ 4,407	▲ 174
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	4,233	4,407	174		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,233	▲ 4,407	▲ 174
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,233	▲ 4,407	▲ 174

備	行政費用における物件費の減は旅費が必要な委員が減ったことによるものである。
---	---------------------------------------

問題点・	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の診査協議会への意見聴取を行うことが必要となった。その場合は、委員全員にFAXを送り、迅速診査会を行っている。72時間以内の手続きが必要となるため、休日前・休日中等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	迅速診査会を遅滞なく開催できるように、マニュアル更新及び事務の書式を共有フォルダに保存する等の工夫を行う。	マニュアル更新及び必要な事務書式を共有フォルダに保存を行い、迅速診査会を適切に開催した。	患者に不利益がないよう、診査会後は患者票等の交付をより迅速に行う。
②	診査会及び迅速診査会を円滑に開催し、適切な運営事務を行っていく。	監査をきっかけに保健師・事務で改めて情報共有を行い、診査会及び迅速診査会を適切に開催し、適切な運営事務を行った。	事務マニュアルの更新、見直しを行い、スムーズかつ適切な運営事務を行う。
③			
他	(実施 22 区)	未実施 0 区 不明	0 区)

他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
---	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-03-07			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		医療扶助			部課名		健康部保健予防課		課長名	
					担当者名		本田		内線	
									430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-03		医療扶助						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		50年度		根拠法令等		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		02		健康危機管理体制の整備				
目的		患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。								
対象者等		結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法) 第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。								
内容		感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。								
経過		平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。								
必要性		感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。								
実施方法		☒ (1直営) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	第37条の2受診件数	481	382	443	684	435	3～2月診療分 目標値は3か年平均		
	②	第37条受診件数	62	85	102	89	83	3～2月診療分 目標値は3か年平均		
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		国の法定事務である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		21,887	21,538	17,353	17,484	24,569	31,671	15,450
決算額（30年度は見込み）		17,516	10,428	14,876	12,378	12,705	30,565	15,450
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	国保請求数	573	462	545	400	452	477	512
	社保請求数	456	349	292	143	246	323	264
	療養費	1	0	1	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費	52	委託料	事務費	59	委託料	事務費	83
扶助費	結核医療費	12,567	扶助費	結核医療費	30,024	扶助費	結核医療費	15,367
償還金利子等		86	償還金利子等	国庫負担（補助）金返還金	482			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額		
	行政費用	給与と関係費	468	243	▲ 225	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	52	59	7		国庫支出金	9,995	13,119	3,124
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	12,567	30,024	17,457		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	86	482	396		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	4	4
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9,995	13,123	3,128
		賞与・退職給与引当金繰入額	208	111	▲ 97		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,386	▲ 17,796	▲ 14,410
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	13,381	30,919	17,538		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,386	▲ 17,796	▲ 14,410
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,386	▲ 17,796	▲ 14,410		

備考	行政費用における扶助費の増加は、無保険者の入院患者数が増加したことによる。 行政収入の増は、扶助費の支出増に対応しているものである。
----	---

問題点	医療費を公費負担する際には「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要であり、これに基づき、診査会（毎月2回）にかけなければならない、しかしながら患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合もある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個人番号により本人の同意のもと 課税情報の確認ができるよう検討。	個人番号により本人の同意のもと 課税情報の確認ができるよう継続検 討した。	個人番号をどのように確認する ことができるか検討。
②			
③			
他区の実 況（要旨）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）		
議会質問状			